

小松市立中海小学校 いじめ防止基本方針

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは「どの学校・学級でも起こりうるもの」「どの子も被害者にも加害者にもなりうるもの」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に組織的に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速に対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

<基本方針>

- ・いじめ問題対策チームを常設し、『いじめを見逃さない、許さない学校』づくりを推進する。
- ・外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、『風通しの良い学校』づくりを推進する。
- ・生活のきまりや持ち物のきまりを徹底し、安心して過ごせる環境を整える。
- ・全職員が児童一人ひとりを大切にする意識をもち、日常的に情報共有を行い、きめ細やかな実態把握に努める。
- ・いじめが解決しても継続して見守り、必要な指導に努める。

3. いじめ問題対策チームの構成員とその役割

いじめ対策チームの構成員

- ・校長・教頭・生徒指導主事・教務主任・教育相談担当・養護教諭・担任
- ・いじめ対応アドバイザー・必要に応じて保護者代表としての育友会会長や外部機関

対策チームの役割

・いじめの早期発見・早期対応に向けて、平時からいじめの問題に備え、いじめの発見時には、組織的かつ迅速で積極的な対応を行う。

・役割

校長：総括

教頭：事実関係及び指導経過についての情報記録、地域への説明

教務主任：いじめ発生クラスの周辺児童への聞き取り

生徒指導主事：加害児童への聞き取り及び指導

当該学級担任、養護教諭：被害児童への聞き取り、心のケア、保護者への説明

いじめ対応アドバイザー：対策チームへの指導・助言

4. いじめの未然防止

①わかる、学び合う授業づくりに努める。

- ・基礎的・基本的事項の確実な習得を継続して指導する。
- ・「進んで学習に取り組む子」「自分の考えをもち、伝え合う子」を目指す。
- ・主体的・対話的に取り組むことができる授業づくりに努める。
- ・仲間との関わりを通し、さらに自分の学びを高めることができる授業づくりを日常的に行う。
- ・学びを振り返り、成長した（変化した）自分を自覚できる授業づくりを行う。
- ・支援が必要な児童に対するきめ細かな個別指導の実施を行う。

②一人一人を大切にした学級経営に取り組む。

- ・達成の程度が確認できる具体的な学級目標の設定し、推進する。
- ・ルールが守られ、秩序があり、「安心・安全」が保障された学級づくりを行う。
- ・いじめを許さない雰囲気をつくる。
- ・児童の成果に対し、即時かつ具体的な評価をする。（コメントや言葉がけ等）
- ・学級経営を中心にした児童の活躍の場づくり、居場所づくり、絆づくりに努める。
- ・相互の授業の公開と参観等、多くの目でいろいろな学級を見る機会を設定する。

③思いやりの心を育てる活動に取り組む。

- ・地域に根ざした価値ある豊かな体験活動を行う。
- ・道徳教育や人権教育の充実、読書活動などを推進し、豊かな心情を育成する。
- ・縦割り活動による異学年との交流を通して、リーダーシップやメンバーシップの育成に努める。

5. いじめの早期発見

①小さなサインを見逃さないように努める。

- ・日頃から信頼関係の構築に努め、小さな変化を見逃さず、積極的に声をかける。
- ・定期的な児童理解の会だけでなく、日常的に児童の様子を共有する。

②定期的な実態調査、面談の実施

- ・学期ごとにいじめアンケートを実施し、その後必要があれば速やかに面談を実施する。
- ・6月と2月にQUテストを実施し、児童の実態を多角的にとらえ、指導・支援に努める。

6. いじめに対する措置

①いじめに対する組織的な対応

- ・いじめを把握した場合には、いじめ対策チームで協議し対策を講じる。
- ・在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに小松市教育委員会に報告する。

②いじめられている子どもや保護者への対応

- ・いじめの訴えだけでなく、どんな小さな相談でも真剣に受け止め、必ず守る姿勢と誠意ある対応を心がける。
- ・いじめについて学校が把握していることを伝え、子どもの気持ちを共感的に受け止め、心の安定を図る。

- ・家庭との連絡を密に行い、必ず子どもを守るという姿勢で接し、解決後も折に触れて連絡を取り、実態を把握する。

③いじめている子どもや保護者への対応

- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた子からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・いじめられた児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させる。
- ・いじめた児童の不満や満足感を味わえない心理などを十分に理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活経験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・いじめた児童の立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、今後の成長に向けての思いについて共感的に受け止める。

④いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であることを徹底していく。

⑤重大事態への対応

定義：いじめ防止対策推進法第28条第1号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

第2号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

○調査

- ・重大事態が発生したことを速やかに小松市教育委員会に報告し、調査等を実施する主任体制等の協議を行う。
- ・学校が調査を行う場合は「いじめ問題対策チーム」を母体として、速やかに組織を立ち上げる。
- ・被害児童・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公正性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。

○情報の提供

- ・学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。

○調査結果

- ・調査結果は小松市教育委員会に報告する。

○再発防止

- ・調査結果を踏まえて、当該重大事件と同様の事態に対して再発防止のための必要な取り組みを進める。